

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 スニックス

②施設・事業所情報

名称：葵サンフレンズ保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：園長 中尾 範子	定員（利用人数）：60名（72名）
所在地：愛知県名古屋市中区葵1丁目4-27	
TEL：052-938-9321	
ホームページ： https://www.sanyohomescommunity.co.jp/smp/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：令和2年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：サンヨーホームズコミュニティ株式会社	
職員数	常勤職員：17名 非常勤職員：5名
専門職員	（専門職の名称） 子育て支援員：1名
	保育士：17名 調理師：1名
	栄養士：2名 幼稚園教諭：1名
施設・設備の概要	保育室：6室 事務室・医務室：1室
	調理室：1室 調乳室：1室

③理念・基本方針

<p>【理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの最善の利益を大切にし、多様な個性を認め思いやりのある豊かな人間性を育む。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体性を尊重し、自分で考える人間を育てます。 ・異年齢の関わりを通し、その相互の関係の中で、豊かな人間を育みます。 ・子ども一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な保育経験の保育士で構成し、基準よりも多い配置にすることで、行き届いた保育の提供を目指す。 ・アレルギー児に対する個別対応。発達支援、育児不安解消、関係機関との連携支援などによる家庭での子育て支援を推進。 ・英語・体操教室（2歳以上）・ダンス（4・5歳児）を取り入れ、楽しみながら意欲的に経験することで、様々なことに挑戦する気持ちに繋げている。 ・街中の保育園ではあるが、すぐ近くに中規模の自然豊かな公園があり、お花見やどんぐり拾いなど四季折々楽しめる。公園で地域のお年寄りや家庭保育児との唯一の交流の場でもある。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 4月 17日 (契約日) ~ 令和 8年 2月 19日 (評価決定日) 【令和 7年12月 3日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (令和 4 年度)

⑥総評

<p>【総評】 葵サンフレンズ保育園は、令和2年4月に開設した、サンヨーホームズコミュニティ株式会社を経営母体とする認可保育所である。手ぶら登園制度を活用してオムツなどのサブスク（定額制）を導入し、保護者からの相談には丁寧に応じ、意見・要望等については全職員に周知して改善すべき点は必要な対策を講じるなど、保護者に寄り添った姿勢を大切にしている。第三者評価は2回目の受審となるが、各種計画の書式の充実、業務の効率化など、さまざまな改善への取組を行ってきている。快適な保育環境が整備され、会社の事業部のバックアップを受けて、職員の熱意や工夫、職員間の緊密な連携のもと保育の質の向上に努めている。</p> <p>◇特に評価の高い点</p> <p>【こどもが主体的に活動できる環境づくり】 自由遊び、散歩や集団活動などを通して、子どもが自分のやりたいことを自分で決めることができるような働きかけを大切にしている。また、英語・体操教室・ダンスを取り入れることにより、楽しみながら様々なことに挑戦しようとする気持ちに繋がるようにし、異年齢保育をする場面では、いたわり、助け合う心を育むことで豊かな人間関係を築くことができるよう心掛けている。</p> <p>【保護者に寄り添った姿勢】 保護者からの育児に関する相談については、受容的な態度で丁寧に応じることにより、育児不安が解消・軽減できるように努め、開設時間12時間の設定や定員以上の受入れ、保護者の負担を少なくする取組を通して、保護者の家庭と仕事との両立を支援している。個人懇談・保育参観・運動会等を通じてこどもの成長を共感しあい、園長のリーダーシップのもと全職員が協働することにより、保護者の信頼につながっている。</p> <p>【改善していこうとする姿勢】 保育に関わる問題や解決すべき課題は、職員会議等において職員間で協議して必要な対策を講じ、保育の質の向上を図っている。保護者からの要望・意見、前回受審した第三者評価の結果等をふまえて、積極的に改善していこうとする園の姿勢が感じ取れる。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>【マニュアルへの理解促進に向けて】 今年度から職員に保育マニュアルを個々に配付するようにして、いつでもマニュアルの内容を確認できるようにしている。健康管理・感染症、苦情対応など各種マニュアルが整備されているなかで、今後は、各マニュアルについて理解を深める取組みやマニュアルに基づいた保育・必要な措置が行われているかを振り返る機会を設け、職員間で差異が生じないような取組の充実を期待したい。</p> <p>【さらに実効性の高い園の中期計画の作成】 園の中期計画には、目指すべき保育方針・目的・具体的な考え方や方法論などが明記され、保育の質の向上が図られてきているが、園の運営領域全般という視点を加味するとより実効性の高い中期計画が期待できる。事業部が示す中期計画をふまえながら、組織・職員体制、設備投資などについて記載項目の吟味や、実施状況が評価できるように記載方法の工夫、収支計画などの記載について検討されることを期待したい。</p>

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回二回目の第三者評価受審となり、前回指摘を受けた課題はできるところから取り組んできました。第三者評価受審は自園の保育を振り返り、保育や社会の様々な変化に柔軟に対応していけるように、自らの視点も変えられる良い機会となりました。今後は、PDACサイクルが充実したものになるようにし、今回評価いただいた部分も励みに、新たな本園の課題の具体的な対応策を職員で検討し保育の質をさらに高められるよう工夫していきたいと思ひます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 理念・基本方針については、パンフレットやホームページに記載されている。職員に対しては、マニュアル等を通して周知し、実践できているかどうかを業務評価シートにて、年2回振り返る機会を設けている。保育内容や子どもとの関わりで迷った場合には、理念・基本方針を改めて確認し、話し合いをしている。保護者に対しては、入園時の説明やクラス内の掲示等を通して周知されている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 事業部では、保育事業を取り巻く社会動向や地域・行政の状況について継続的に把握・分析を行い、園長は市・区の園長会等を通して得た情報を法人事業部と共有することで、組織的な運営に活かしている。入園希望者や長時間保育のニーズが高い地域特性を踏まえ、定員以上の受入れや延長保育の充実に取り組み、地域の保育需要に柔軟に対応している。さらに、園の経営状況やコスト分析についても事業部において適切に管理されており、安定した事業運営体制が整えられている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> 事業部において系列保育園の課題や情報が共有され、保育事業方針に基づいた具体的な取組が組織的に推進されている。また、園の月次・年次の収支状況を的確に把握し、経営課題を明確化したうえで、必要に応じた改善が図られている。園長は、日常的に保育現場の状況把握に努め、課題解決に向けて事業部と連携しながら、異年齢保育や園内保育の充実に取組んでおり、質の高い保育の提供につなげている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 事業部において3か年の中期計画が策定され、毎年度の見直しを通して計画の実効性が高められている。園独自においても3か年の中期計画が策定され、「異年齢児保育」「保護者への子育て支援」「地域との関わり」など、園の目指す保育の方向性について、目的や具体的な関わり方が分かりやすく示されている。今後は、取組の実施状況や成果を客観的に評価できるよう、記載方法の工夫を行うとともに、園の経営領域全般に関わる課題解決に向け、計画内容を検討する機会を設けることが期待される。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・①・c
<コメント> 単年度の事業計画は、園の中期計画を踏まえ、事業部との協議のもとに策定されており、運営理念・方針や保育内容、保育目標などが明確に示されている。これらの内容は、園の全体的な計画等にも反映され、計画的な保育実践につなげられている。今後は、中・長期計画と同様に、実施状況の評価が行えるよう記載方法の工夫を図るとともに、年度末に実施している自己評価の結果を分析し、課題解決に向けた具体的な取組内容を計画に反映させていくことが期待される。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<コメント> 事業計画は、前年度の園の取組について職員間で振り返りを行ったうえで策定されており、行事計画をはじめとする各種計画についても、園児の発達状況や実態を踏まえるとともに、保護者アンケートの評価や意見を反映させるなど、実情に即した内容となっている。一方で、中間期の進捗状況把握や年度末の評価においては、到達状況の判断が難しい面も見られることから、到達水準を明確にするなど、評価につなげやすい記載方法の工夫が期待される。				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	Ⓐ	b	c
<コメント> 事業計画は年度初めに保護者へ配布されるとともに、園だよりや食育だより等を活用し、園生活に関わる情報について丁寧な周知が図られている。行事の実施にあたっては、事前に文書を配付し、行事の主旨や目的、これまでの取組の経緯等を分かりやすく伝えることで、保育的効果の高い活動となるよう工夫されている。また、保護者等との運営委員会は、意見や要望を把握し、事業計画に反映させる場として位置付けられており、保護者参画による運営が推進されている。				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	保8	Ⓐ	b	c
<コメント> 職員会議等において保育上の課題が共有され、改善に向けた検討が継続的に 行われている。自己チェックリストは年2回実施され、グループでの振り返りの機会も設けることで、他者の視点や多様な考え方に気付く機会となっている。個々の課題については、園長との面談を通じて助言が行われるとともに、面談で把握した園全体の課題や意見は会議の場で共有され、必要に応じた改善につなげている。また、保育マニュアルには保育内容の見直し・改善に関する原則や方法が明示されており、職員の意識向上と組織的な質の改善が図られている。				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ	c
<コメント> 前回の第三者評価受審以降、全体的な計画の様式見直しや延長保育の日誌整備、目標管理シートの改善、保育所に関わる自己評価の実施などについて、職員および事業部との共有のもと、計画的に改善が進められている。今後は、自己評価結果のさらなる活用を図るとともに、改善活動の実効性を高めるため、取組後の実施状況や成果についての評価を確実に 行い、次の改善につなげていくことを期待したい。				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	Ⓐ	b	c
<コメント> 職務分掌が整備され、園長の役割や有事の際の業務代行者およびその業務内容が明確に示され、職員への周知が図られている。また、保護者に対しても、入園説明会や行事等の機会を通じて、園全般の責任者として園長の役割が適切に伝えられている。園の運営方針や方向性については、職員会議等で説明し、共通理解の形成に努めている。一般職員では対応が困難な事案については、園長への報告・連絡を徹底し、迅速かつ適切な対応が行われる体制が整えられている。				

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員が法令等を正しく理解できるよう、事業部から周知される徹底事項や、施設長が研修・会議等で得た最新情報について、職員会議や回覧等を通じて適切に共有が図られている。また、人権擁護に関するチェックリストの活用や園内研修の実施により、倫理意識の向上に努めている。法人としては、コンプライアンス徹底のため多岐にわたる規程が整備されている。今後は、遵守すべき内容が幅広いことを踏まえ、具体的な対応について職員の理解を一層深めるための研修や確認の機会を充実させることが期待される。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は、これまでに培ってきた知識や経験を活かし、日常的な関わりや指導計画・日誌等の確認を通して保育内容の検証を行い、適切な指導・助言に努めている。また、保護者が相談しやすい園の雰囲気づくりを大切にするとともに、寄せられた要望や相談については全職員で共有し、改善に結び付けることで、保育の質の向上を図っている。さらに、職員の資質向上に向けて、市のキャリアアップ研修への参加をはじめ、各種研修に積極的に参加できるよう配慮されている。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>オムツやお尻拭きのサブスクリプションサービスの導入により、職員の業務効率化と保護者の負担軽減・満足度の向上が図られている。また、指導計画等の書類作成をパソコンで行うことで業務の効率化を進めるとともに、職員配置の工夫や有給休暇の取得推進により、過度な負担が生じないよう職場環境の整備に努めている。情報通信技術（ICT）も効果的に活用されている。今後は、日々の保育における職員間の協働を基盤としつつ、各業務の実効性をさらに高めるため、係分担の見直し等を検討し、組織力の一層の向上が期待される。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士の採用にあたっては、保育経験者を重点的に採用する方針により、保育の質の担保が図られている。また、人員体制については配置基準の1.3倍を基本とし、ゆとりある配置によって保育内容の充実に努めている。採用活動においては、求人サイトの有効活用やホームページからの応募体制を整えるなど、応募しやすい環境づくりが行われている。人材の定着に向けては、キャリアアップ研修への積極的な参加支援や働きやすい職場環境の整備に取り組んでおり、その結果、職員の定着率は高い水準を維持している。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>会社の運営方針には、「誠実な対応ができる」「チームワークを大切にする」など、期待する職員像が明確に示されており、マニュアルへの記載を通じて職員への周知が図られている。年2回、目標管理・業績評価シートを活用し、目標管理や保育業務、業務遂行能力について自己評価と上司評価を行う仕組みが整備されており、職員の成長を支える体制が構築されている。今後は、昇格やキャリア形成に関する基準の明示などを通じて、職員一人ひとりが将来のビジョンを描ける仕組みの構築が期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は職員との個別面談を定期的実施し、就業状況や意向の把握に努めるとともに、状況に応じたきめ細かな対応を行っている。ICTシステムによる勤怠管理を活用し、就労状況の可視化と考慮を図ることで、有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいる。また、持ち帰り業務をなくし、サービス残業を防止する方針を明確にすることで、残業時間の抑制にもつながっており、働きやすい職場環境の整備に努めている。さらに、ストレスチェックの実施し、職員の心身の健康管理にも配慮した取り組みが行われている。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>目標管理制度は年2回実施され、職員が今期の課題と目標を設定したうえで面談を行い、園長が達成度を評価する仕組みが整備されている。評価にあたっては、気になる子どもへの対応、資格取得への取組、担当業務外での応援など、自己アピール項目による業務貢献度も反映されており、職員の意欲向上につながっている。園長は日頃から育成の視点を重視し、職員との丁寧なコミュニケーションを心がけることで、成長を支える職場環境づくりに努めている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育は人」という会社理念のもと、職員が研修に積極的に参加できるよう配慮されており、外部研修については、県や市主催の各種研修をはじめ、階層別研修やキャリアアップ研修に多くの職員が参加している。また、園内研修や会議の場を活用し、こどもの人権や危機管理等について学ぶ機会が設けられている。園内研修は、中期計画に基づき、職員が主体的にテーマを決定する仕組みが明記されており、学びの充実が図られている。今後は、研修計画の評価や見直しを組織的に行い、その成果を次年度の取り組みに反映させていくことを検討されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>新任職員については、保育士としての経験や力量に配慮したクラス配置を行うとともに、上席職員が日常的に注意を払い、適切な助言や支援が行われている。研修参加にあたっては、組織として求める人材育成のニーズを踏まえつつ、開催要綱の回覧により職員自らが希望を申し出る仕組みも整えられている。研修後は、所定の様式による報告書の作成と職員会議での報告を通じて、学びの共有が図られている。今後は、新任職員をはじめ、習熟度に応じた個別的なOJT体制の構築について、さらなる検討が期待される。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れ実績は現時点ではみられないが、受入れマニュアルが整備されており、依頼があれば円滑に対応できる体制が構築されている。マニュアルには、受入れにあたっての基本姿勢や具体的な手順、指導案の様式等が明確に示されており、実践的な内容となっている。今後は、保育人材の育成という社会的要請に応える観点から、養成校等への働きかけを含め、園として主体的に実習生の受入れを推進していく取り組みに期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針・保育内容については、ホームページやパンフレットに明記されており、利用者や地域に対して分かりやすい情報提供が行われている。保護者から寄せられる要望や苦情については、職員間で共有し、改善に向けた取組を行うとともに、必要に応じて保護者への周知も図られている。要望・苦情等の申出窓口や重要事項説明書、第三者評価結果についてもホームページ上で公表されている。見学者に対しては、パンフレット等を配布し、丁寧な対応に努めている。今後は、決算等の財務情報や事業計画の公表についても検討され、さらなる情報開示の充実が期待される。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>上場企業である株式会社の運営のもと、親会社の基準に沿った体制整備が図られている。事業部が経理・労務・請求等の事務業務を担うことで、園長をはじめ園の職員が保育業務に専念できる環境づくりに努めている。また、園長の裁量で取り扱う小口現金についても、適切な管理とチェック体制が整備されており、内部統制の確保が図られている。指導監査や法人本部からの指導・助言については、職員会議や回覧等を通じて速やかに共有され、組織的な改善につなげる体制が構築されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「地域の方々との関わりや公共の施設を大切にすることを通して、地域に親しみが持てるようにしていく」という園の基本方針のもと、日常的に近隣の公園へ出かけ、地域の方々と挨拶を交わしたり、地域の子どもと一緒に遊んだりするなど、自然な形で交流が図られている。また、地域の高齢者に園のクリスマス会でサンタクロース役を依頼するなど、行事を通じた交流の機会も設けられている。保護者に対しては、地域のイベント情報や子育てに関する情報提供が行われている。今後は、こうした取組みを基盤に、地域との交流をさらに広げていく活動の展開が期待される。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入マニュアルが整備され、目的や受入方法、対应手順等が明確に示されており、円滑な受入れに向けた体制が整っている。ボランティアの受入件数は多くはないものの、保育の手伝い等を通じた受入れを積極的に推進していく意向がうかがえる。また、小学校教諭による園見学の依頼にも応じるなど、学校教育への協力姿勢がみられ、地域との連携を大切にした取組みが行われている。今後は、こうした取組みを基盤に、ボランティアや学校との交流をさらに広げていく活動の展開が期待される。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>園が必要とする社会資源については、連絡方法や所在地等が整理され、職員が円滑に活用できる体制が整えられている。発達に心配のある子どもに対しては、地域療育センターや市から派遣されるスーパーバイザーの助言を取り入れ、職員間で情報を共有しながら適切な保育に努めている。また、家庭において権利侵害が疑われるケースについては、区役所へ相談し、関係機関と連携を図る体制が確立されている。就学に向けての小学校との連携目的以外では特に定期的な連絡会は設けられていないが、適切な時期を捉えて関係機関と連携を図る体制が整えられている。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>区の園長会や幼保小連絡懇談会への参加、市のエリア支援研修の機会を活用し、地域の情報やニーズの把握に努めている。園見学の際には、保護者からの質問等に丁寧に対応し、未就園児家庭のニーズ把握や育児不安の解消につながる支援が行われている。今後は、こうした取組を基盤に、園主導による地域支援活動のさらなる充実に向けた積極的な展開を期待したい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>入園希望の見学者が年間100件を超えており、地域からの園への期待の高さがうかがえる。見学時には丁寧な対応を心がけているほか、区の防災地域研修への参加や赤い羽根共同募金への積極的な協力など、子育て支援や地域貢献に対して前向きに取り組む姿勢がみられる。こうした実績を基盤に、今後は園が有する保育の専門性を活かした事業や地域支援活動の展開について、さらなる検討が期待される。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「子ども一人ひとりの最善の利益を大切にする」という保育理念は、保育マニュアルに明記され、職員の意識向上が図られるとともに、保護者の目にも留まるよう各クラスに掲示されている。会議や園内研修の機会を活用し、子どもを尊重した保育について職員間で継続的に話し合うことで、共通理解の深化に努めている。また、日常の保育の中で、子ども同士がお互いを尊重し、思いやる気持ちを育めるよう丁寧な関わりが行われている。性差による先入観に基づく固定的な対応を避ける配慮もなされており、子どもの人権を大切にされた保育実践が推進されている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護については、外部研修への参加を促すとともに、人権擁護チェックリスト等を活用し、職員の理解が深まるよう継続的に取り組んでいる。幼児クラスでは、プール活動の時期に絵本等を用いてプライベートゾーンについて伝えるなど、子ども自身が意識できるよう工夫した取組が行われている。今後は、こうした実践を踏まえ、マニュアル等においてプライバシー保護に関する留意事項を明記し、組織的な取組としてさらに充実させていくことが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>パンフレットには、理念や基本方針、保育内容等が、イラストを活用した分かりやすい表現で紹介されており、園の特色が伝わりやすい内容となっている。また、パンフレットとあわせて重要事項説明書をホームページに掲載することで、誰でも園の保育内容を確認できるよう配慮されている。見学時には、1対1の個別対応により十分な時間を確保し、質問しやすい雰囲気づくりに努めている。情報提供の内容については、適宜見直しが行われ、利用者目線に立った丁寧な対応がなされている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりは、写真やイラストを活用することで、分かりにくい内容についても理解が深まるよう工夫されている。手ぶら登園制度の導入にあたっては、園の考え方を文書化して丁寧に説明するとともに、質問を受け付ける旨を明記し、当初は希望者のみを対象に試験的に実施するなど、保護者への配慮がなされている。進級前には、各クラスで準備が必要な物品について文書で説明するなど、保護者の不安や疑問に対してきめ細かな対応に努めており、信頼関係の構築につながっている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの記録は日常的に整理・管理されており、必要に応じて速やかに引き継ぎが行える体制が整えられている。保護者に対しては、転退園後の相談について園長等が対応する旨を口頭で伝えており、継続的な支援への配慮がみられる。一方、引っ越し等により転園先への引き継ぎが十分に行えないケースも見受けられることから、今後は保育の継続性に一層配慮した引継ぎ手順を整理・明確化し、組織的な対応として整備していくことが期待される。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>日頃から、子どもたちの表情やさまざまな生活場面において、のびのびと主体的に過ごせているかに注意を払い、丁寧な観察と関わりが行われている。保護者に対しては、日々の送迎時や個別懇談での対話に加え、行事後や園全般に関するアンケートを実施し、満足度の把握と改善に努めている。これらの情報は職員間で共有され、保護者が安心して子どもを預けられる保育所となるよう、職員同士が連携しながら保育の質の向上に取り組んでいる。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決体制が整備されており、保護者に対しては入園時に重要事項説明書等を用いて丁寧に説明するとともに、玄関への掲示により周知が図られている。苦情対応マニュアルには、受付から解決までの具体的な流れや対応時の心構え、記録方法が明確に示されており、適切な対応が可能な体制となっている。現時点では苦情の受付はみられないが、苦情発生時には事業部への報告および公表を行う仕組みが構築されており、透明性の高い運営が確保されている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者との連携を園運営の重要な柱と位置づけ、伝える内容や対応の方法に留意しながら、子どもに関する情報共有に努めている。保護者には、入園時および日頃から、どのようなことでも気軽に相談できることを伝えており、実際に口頭や電話による相談も多く寄せられている。相談対応にあたっては、保育終了後の空きクラスを活用するなど、落ち着いて話ができる環境づくりにも配慮されており、保護者が安心して相談できる体制が整えられている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見については、受け付けた職員が内容に応じて速やかに園長へ報告し、対応方法を協議したうえで、保護者へ丁寧にフィードバックする流れが徹底されている。園全体での検討が必要な事項については、対応に時間を要する場合はあらかじめ伝えるなど、誠実な対応に努めている。アンケート結果は職員間で回覧・共有され、集計結果を保護者に公表する仕組みが整えられている。さらに、令和7年度からは意見箱を設置し、意見をより反映しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが使用する玩具については、毎日の消毒を徹底するとともに、破損や不備の有無を確認し、安全確保に努めている。また、毎月、不審者対応訓練を近隣の公園等のさまざまな場面を想定して実施し、危機対応力の向上を図っている。園内外で発生したヒヤリハット事案については、記入や分類、分析がしやすい報告書様式に改訂され、毎月クラス職員の輪番制で集計が行われている。今後は、対応の実効性について振り返る機会を設けることで、リスクマネジメントの取組をさらに充実させていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>健康管理・感染症対応マニュアルが整備され、子どもの健康管理や園内の衛生管理、感染症発生時の対応や留意点について、分かりやすく整理・明記されている。園内で感染症の流行の兆しが見られた際には、園だよりや保健だよりへの掲載、掲示による周知、送迎時の声掛けなどを通じて、保護者への速やかな情報提供に努めている。また、園医からの助言を受け、適切な時期に必要な対応を講じることで、感染症対策の徹底と拡大防止に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>地震や火災を想定した避難訓練を毎月実施するとともに、近隣の公園への園外活動が多いことを踏まえ、園外での発災を想定した計画も策定されている。名古屋市の情報伝達訓練への参加を通じて、発災時の初動対応の確認に努めており、最終避難先である近隣小学校についても保護者へ周知されている。備蓄品は、食品や防災備品を速やかに持ち出せるよう整備され、賞味期限等の定期的な点検も行われている。今後は、地域との連携体制について検討する機会を設け、防災体制のさらなる充実が期待される。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>今年度から保育マニュアルを職員一人ひとりに配布し、いつでも確認できる体制が整えられている。マニュアルには、保育者として求められる資質をはじめ、子どもの食事や午睡、散歩、着替え、手洗い等、日常の保育に関わる具体的な内容が、写真やイラストを活用して分かりやすく記載されており、実践に活かしやすい内容となっている。今後は、職員の理解度やマニュアルに基づいた保育が適切に行われているかを確認する仕組みを構築し、保育の質のさらなる向上につなげていくことが期待される。</p>				
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育計画等の見直しを行い、その結果を次期計画や保育マニュアルへ反映させる仕組みを構築するなど、PDCAサイクルを意識した取組が始められている。今後も、職員や保護者から寄せられる意見や提案を積極的に取り入れ、継続的な見直しを行うことで、PDCAサイクルの定着を図り、園の実状に即した実効性の高いマニュアルづくりにつなげていくことを期待したい。</p>				
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>園では、全体的な年間計画や年間指導計画をもとに、月別指導計画や週案、日課を作成しており、日々の保育の流れが体系的に整えられている。各種計画の基本情報として、入園時に保護者から得た排泄状況や体調・健康面で配慮すべき事項を活用し、個々の子どもへの対応に反映している。今後は、アセスメントの確認内容や記入方法についても、どの職員でも同じ水準で実施できるよう、留意点を整理しておくことで、記録の統一性と保育の質の向上につなげることが期待される。</p>				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>指導計画は年1回見直されており、見直しの際には保育士の意見が反映される仕組みが整えられ、職員会議等で共有することで共通認識の醸成に努めている。指導計画の様式についても、園全体で協議のうえ、記入しやすく実効性の高いものに改善されている。今後は、見直しの成果を保育マニュアルへ反映することも意識し、さらなる保育の質の向上につなげていくことが期待される。</p>				
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子どもの記録は所定の書式に基づき作成されており、日誌は手書き、月別指導計画や個別記録は今年度からパソコンでの作成が開始されている。保育マニュアルには記録作成のポイント等が明記され、職員間で共通理解を図る工夫がなされている。記録は園長や主任が確認し、必要に応じて追加修正を行う体制が整っている。今後は、職員同士でも相互に確認しあう機会を設け、記録内容のばらつきが生じないような仕組みづくりを検討することが期待される。</p>				
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子どもの記録や写真などの個人情報、職員室の鍵付き棚で厳重に保管されている。職員は入職時に個人情報の遵守について説明を受け、誓約書を提出しており、園全体で適切な取り扱いが徹底されている。今後は、SNS利用のリスクへの対応や保護者への定期的な周知など、社会情勢を踏まえた情報管理の取組をさらに充実させることが期待される。</p>				

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の全体的な計画は、保育理念や方針、目標、スローガンに基づき、子どもが主体的に活動できるよう、養護と教育の一体化を意識した内容となっている。計画の立案にあたっては、園長が責任者としてリーダーシップを発揮するとともに、前年度の振り返りや個人面談で聴き取った職員の意見を反映させ、協働的な作成が行われている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園内は清潔に保たれ、採光が十分に確保されて明るく、子どもが自主的に片付けや支度ができるように、収納スペースに工夫がされている。テラスの活用により活動空間を広げ、クラスのドアには窓を設けて、子どもが中や外の様子を自然に観察できるよう配慮されている。さらに、冬の床暖房や夏の窓フィルム設置など、季節に応じた環境整備がなされ、子どもが快適に過ごせる空間づくりが推進されている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士は、保育中のあらゆる場面で子どもに無理強いせず、主体性を育む声かけや見守りを重視した「認め保育」に取り組んでいる。泣いたり怒ったりする子どもに対しても、職員は落ち着いた表情・態度で子どもの意向を確認し、安全を確保したうえで、ひとりになれる場所を設けるなど時間をかけて落ち着ける環境を整えている。このような取組により、子ども一人ひとりの安心感と自律性を尊重した保育が実践されており、園の保育理念の具現化が図られている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>手洗いや食事、トイレ、活動の準備や片付けなど、あらゆる場面で子どもの年齢にかかわらず、個々のペースに応じた基本的な生活習慣の定着に配慮した保育が実践されている。トイレトレーニング中の子どもには、遊びの場とせず、できたことをほめるなど成功体験を積み重ねる支援を行い、子どものやりたい気持ちを尊重しながら習慣化を促している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>クラスの部屋やテラス、近隣の公園などでの遊びの中で、子どもが多様な経験を積めるよう工夫されている。自由遊びや延長保育では、子どもが選んだ玩具で遊ぶなど、主体的に活動できる環境が整えられている。異年齢児との交流の場面では、年上の子が年下の子の世話をしたり、年下の子が年上の子を手本にするなど、相互に学び合う時間が設けられている。また、公園遊びでは、なわとびなどを活用して多様な活動を楽しめるよう工夫されており、子ども一人ひとりの好奇心や社会性を育む環境が整えられている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児については、健康・発育の管理を丁寧に行うとともに、コミュニケーションや愛着関係の構築を重視した保育が実践されている。個々の発達の差がある場合でも、保護者との連携を通じて家庭と園双方が子どもにとって適切な環境となるよう配慮されている。さらに、0歳児クラスでは職員配置を工夫し、交代があっても引き継ぎが行われ、子どもが継続的に安定した関わりを受けられる環境が整えられている。</p>		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳未満の子どもについては、体調の変化を早期に把握できるよう、顔色や表情、食事の様子、排せつ量などを細かく観察している。探索活動では、木の枝や石、葉っぱなどその時期に身近な素材を活用し、のびのびと遊べる環境が整えられている。また、年齢と共に芽生える自我や発達の様子を受け止め、子どもが自発的に遊び、友だちとの関係を築けるよう見守り、必要に応じて適切な言葉がけを行うなど、個々の成長に寄り添った保育が実践されている。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳以上の子どもについては、集団活動の中で自分の意思を伝えるとともに、相手の気持ちを考えて行動できる力を育む保育が実践されている。日常の保育に加え、外部講師を招いた体操プログラムでは、縄跳びや鉄棒などを通して身体機能の発達を促している。また、座ってじっくり物事に取り組む時間も確保され、子どもの総合的な成長につなげる工夫がなされている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもの受入れにあたっては、職員の増員に加え、障害に関する研修や勉強会への積極的な参加、保護者との密な情報共有により、子どもが安心して活動できる環境が整えられている。市から派遣されるスーパーバイザーの巡回による助言も保育内容に反映され、保護者への情報提供にも活用されている。生活環境についても、個々の特性に応じて適切に工夫されており、一人ひとりに配慮した支援体制が実践されている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>早期保育、通常保育、延長保育については、保護者の働き方等に応じて柔軟に利用できる体制が整えられている。特に延長保育については利用率の増加に対応して指導計画を作成し、子どもの状況に応じた部屋割りや遊びの工夫がなされている。お迎えを待つ子どもがさみしくならないよう配慮されるとともに、補食は18時30分頃に提供され、アレルギー対応も考慮されており、保護者が安心して利用できる環境が整えられている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年長児が小学校への関心を持てるよう、隣接する小学校の見学を通して、実際の学校生活の様子に触れる機会が設けられている。障害のある子どもなど個別の配慮が必要な場合には、保護者の了承を得てサポートシートを作成し、関わりの中での留意点や支援方法を明確にしている。また、保育所児童保育要録は担任が記入し、施設長が確認する仕組みが整備されており、子ども一人ひとりの成長や特性に応じた支援が適切に行われている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理は、登園時の保護者からの聞き取りや、保育中の観察により、普段と異なる様子がないか細やかに確認されており、保育マニュアルにも留意点が明確に記載されている。園でのケガや体調不良時には、速やかに保護者へ報告するとともに、お迎えまでの対応も適切に行われている。また、乳幼児突然死症候群に関する研修会を年2回実施し、職員は必ず参加するよう徹底されており、健康管理に対する意識向上に努められている。</p>		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>健康診断（内科健診）および歯科健診の結果は園で集約され、職員が必ず確認する体制が整えられている。また、保護者に対しては、子ども一人ひとりの結果を丁寧に報告している。虫歯予防の取組として、4・5歳児を対象にフッ化物洗口を実施するなど、予防的な健康管理にも努めている。さらに、小児科医へ気になる子どもの相談を行うなど、専門職との連携も図られている。今後は、受診後の治療経過や園で配慮すべき事項等を記録として整理・蓄積し、日々の保育により一層反映させていくことが期待される。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもへの対応については、マニュアルに基づき適切な支援体制が整えられている。食事の除去対応にあたっては、医師の診断書や緊急個別対応票の提出を保護者に依頼し、申請内容を栄養士および保育士が確認したうえで、さらに保護者による最終確認を行うなど、複数段階の確認体制を構築している。食事提供時には、お盆や食器を工夫して区別し、複数の職員による確認を徹底することで、誤配膳の防止に努めている。また、除去の必要がない献立の際には、他の子どもと一緒に食事ができるように配慮するなど、安全面とこどもの気持ちの双方を尊重した対応が行われている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉡ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園では、年間食育計画に基づき、栄養士と保育士が連携しながら工夫を凝らした食育活動に積極的に取り組んでいる。テラスで野菜やスイカを栽培し、成長過程を観察する体験を通して、子どもが食材への興味や関心を深められるよう配慮されている。食事の場面では、無理強いや急かしを行わず、特に3歳以上の子どもには自分で食事を調整できるよう促すなど、主体性を尊重した関わりがなされている。さらに、「しょくいくだより」を通じて園での取組や家庭での実践ポイントを保護者に伝え、家庭と連携した食育の推進が図られている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉢ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>栄養士や調理員は、定期的に子どもの食事の様子を観察し、保育士と連携して残食の状況を確認することで、子ども一人ひとりの嗜好や苦手な食材の把握に努めている。そのうえで、苦手な食材についてもおいしく食べられるよう、調理方法や味付け、盛り付け等に工夫を凝らしている。また、園独自で献立を作成していることから、季節の食材を取り入れたり、他国の料理を提供するなど、多様な食体験を通して食への興味・関心を高める取組が行われており、楽しみながら食事ができる環境づくりがなされている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉣ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの日々の様子については、送迎時の対面でのやり取りに加え、コドモンでの配信、連絡ノート、ホワイトボードへの活動内容の掲示など、複数の方法を用いて丁寧に情報提供が行われている。家庭では見られにくい園での表情や姿を具体的に伝えることで、保護者が子どもの成長を実感できる機会となっており、家庭との信頼関係の構築や連携の強化につながっている。また、給食の展示により、実際に子どもが摂取した食事内容を視覚的に確認できるよう配慮されており、食に対する安心感の醸成にも寄与している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者とは、送迎時など日常的なコミュニケーションを大切に、相談への対応についても丁寧かつ誠実に行われている。個別懇談は定期的な機会に加え、保護者からの申出に応じて柔軟に実施されており、相談内容は適切に記録され、継続的な支援に活かされている。また、保育参観日を設け、実際の保育の様子を見てもらうことで、子どもの成長を実感できる機会を提供している。さらに、育児に不安や負担を感じている保護者に対して延長保育の利用を提案するなど、個々の状況に寄り添った支援が行われており、家庭との信頼関係の構築に努めている。</p>		

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待の早期発見に向けて、登園時の様子や日常の生活場面において、子どもの身体状況や表情、行動の変化に注意を払い、異変が認められた場合には速やかに報告・対応する体制が整えられており、対応手順はマニュアルにも明記されている。今後は、職員一人ひとりの理解をさらに深め、よりの確な早期発見につなげるため、定期的な勉強会や研修の機会を設けるなど、虐待防止に対する意識の一層の向上が期待される。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は、年2回の自己チェックリストの実施により日頃の保育実践を振り返るとともに、年度初めには保育士としての留意点を整理したチェック表を用いて確認する機会を設けている。これらの取組は、職員一人ひとりの専門性や資質の向上に寄与するだけでなく、園全体の保育計画の見直しや日常の保育実践の改善にも活かされており、継続的な質の向上につながる体制が構築されている。</p>		